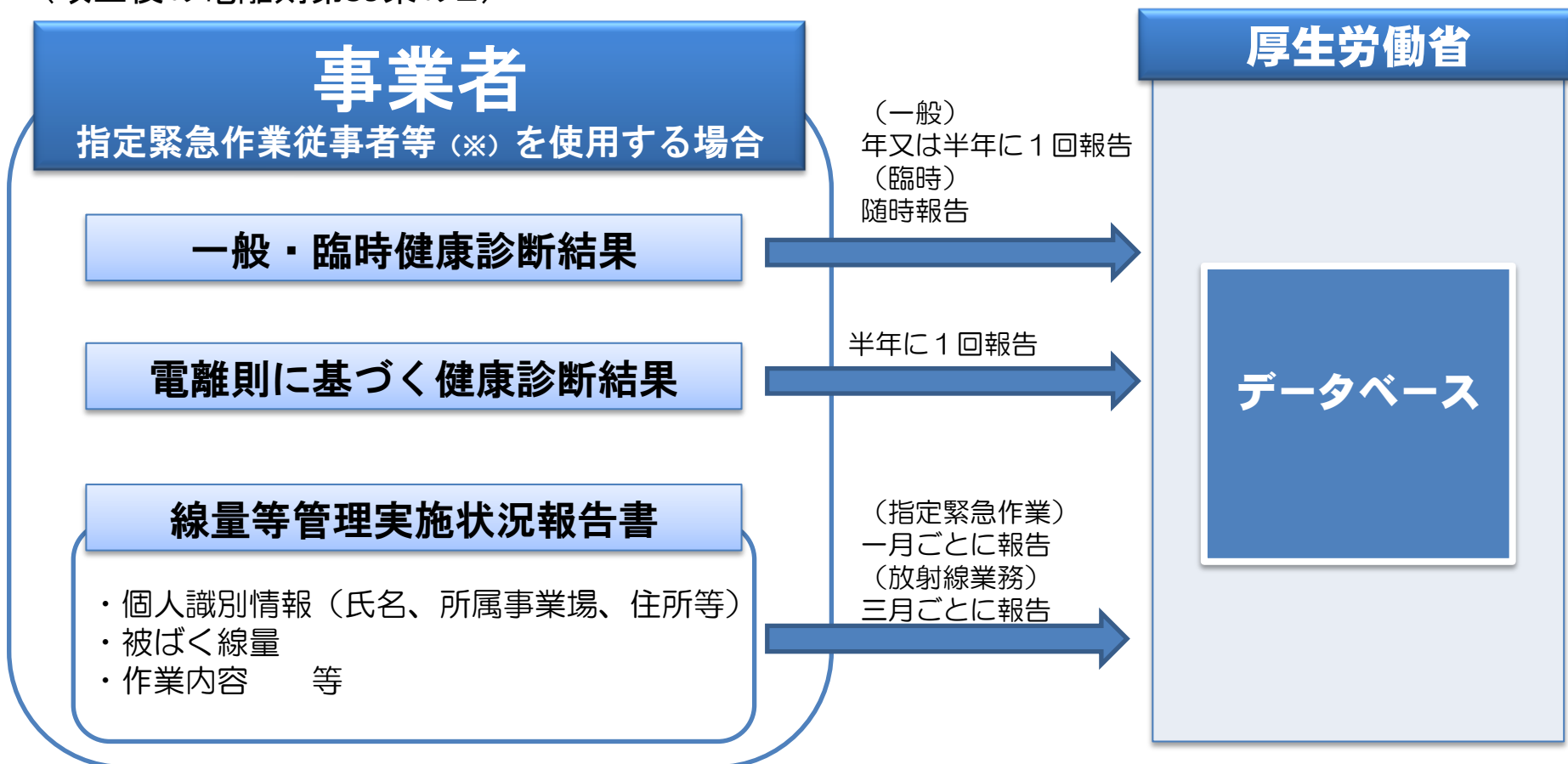


電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（案）

（改正後の電離則第59条の2）



※ 「指定緊急作業従事者等」は、厚労大臣の指定する緊急作業（以下「指定緊急作業」という。東京電力福島第一原子力発電所における原子力緊急事態に対する応急対策として行われている緊急作業を指定する。）に従事している労働者又は放射線業務従事者のうち指定緊急作業に従事した経験を有する労働者（転職したものを含む。）をいう。